

新潟県条例第52号

新潟県立生涯学習推進センター条例の一部を改正する条例

新潟県立生涯学習推進センター条例（平成4年新潟県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
別表第1 （第5条関係）				別表第1 （第5条関係）			
区 分	使 用 料			区 分	使 用 料		
	午前9時30分 から午後 零時30分ま で	午後1時か ら午後5時 まで	(略)		午前9時30分 から午後 零時30分ま で	午後1時か ら午後5時 まで	(略)
ホール	3,700円	5,000円	(略)	ホール	3,600円	4,800円	(略)
(略)				(略)			
備考 (略)				備考 (略)			
別表第2 （第5条関係）				別表第2 （第5条関係）			
区 分	単 位	使用料		区 分	単 位	使用料	
(略)				(略)			
プロジェクター	(略)	1,100円		プロジェクター	(略)	690円	
(略)				(略)			
備考 (略)				備考 (略)			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に使用の許可を受ける者について適用し、同日前に使用の許可を受けている者については、なお従前の例による。